

令和2年度決算に基づく阿賀野市財政健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、地方公共団体では、毎年度、実質的な赤字や、外郭団体を含めた実質的な将来負担などを表す指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとの資金不足額を表す指標（資金不足比率）を議会に報告し、公表しています。

令和2年度決算に基づく阿賀野市の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりで、いずれも早期健全化基準などを下回っており、前年度に引き続き健全であるという結果となりました。

地方公共団体の財政の健全性に関する指標

（単位：％）

健全化判断比率	内 容 説 明	阿 賀 野 市 の 指 標	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字額が標準財政規模に占める比率	赤字はありません。	12.96	20.00
連結実質赤字比率	すべての会計を合算した赤字額が標準財政規模に占める比率	赤字はありません。	17.96	30.00
実質公債費比率	公営企業、一部事務組合などを含めた実質的な借入金 の元利償還金が標準財政規模に占める比率	8.3	25.0	35.0
将来負担比率	公営企業、出資法人などを含めた実質的負債が標準財政規模に占める比率	124.1	350.0	

早期健全化基準及び財政再生基準に達した場合はどうなるの？

外部監査の実施や「財政健全化計画」又は、国等の指示のもとで「財政再生計画」の策定を行い、財政の健全化に取り組むこととなります。

地方公営企業の経営の健全化に関する指標

（単位：％）

指標の名称	左の内容説明	対象となる会計の名称	阿 賀 野 市 の 指 標	経営健全化基準
資金不足比率	公営企業の資金不足 の状況を事業の規模 と比較した比率	水道事業会計	資金不足は ありません。	20.0
		下水道事業会計		
		病院事業会計		
		少年自然の家特別会計		

経営健全化基準に達した場合はどうなるの？

健全化判断比率の早期健全化基準に達した場合と同様に、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化に取り組むこととなります。

用語の解説

① 実質赤字比率

一般会計の赤字が標準財政規模に占める割合をいいます。

② 連結実質赤字比率

一般会計のほか、公営企業会計やその他の特別会計の決算を合算した赤字が標準財政規模に占める割合をいいます。

③ 実質公債費比率

一般会計が負担する公債費と、水道、下水道や病院などの公営企業会計、一部事務組合が負担する公債費のうち、実質的に一般会計が負担することとなる公債費の合算額が標準財政規模に占める割合の3か年平均値をいいます。

④ 将来負担比率

一般会計の公債費のほか、債務負担行為や職員の退職金、一部事務組合の公債費、公営企業会計の公債費のうち、一般会計が令和3年度以降に負担すべき債務が標準財政規模に占める割合をいいます。

⑤ 資金不足比率

水道、下水道や病院などの公営企業会計における事業の規模に占める資金の不足額の比率をいいます。

※ 標準財政規模とは…

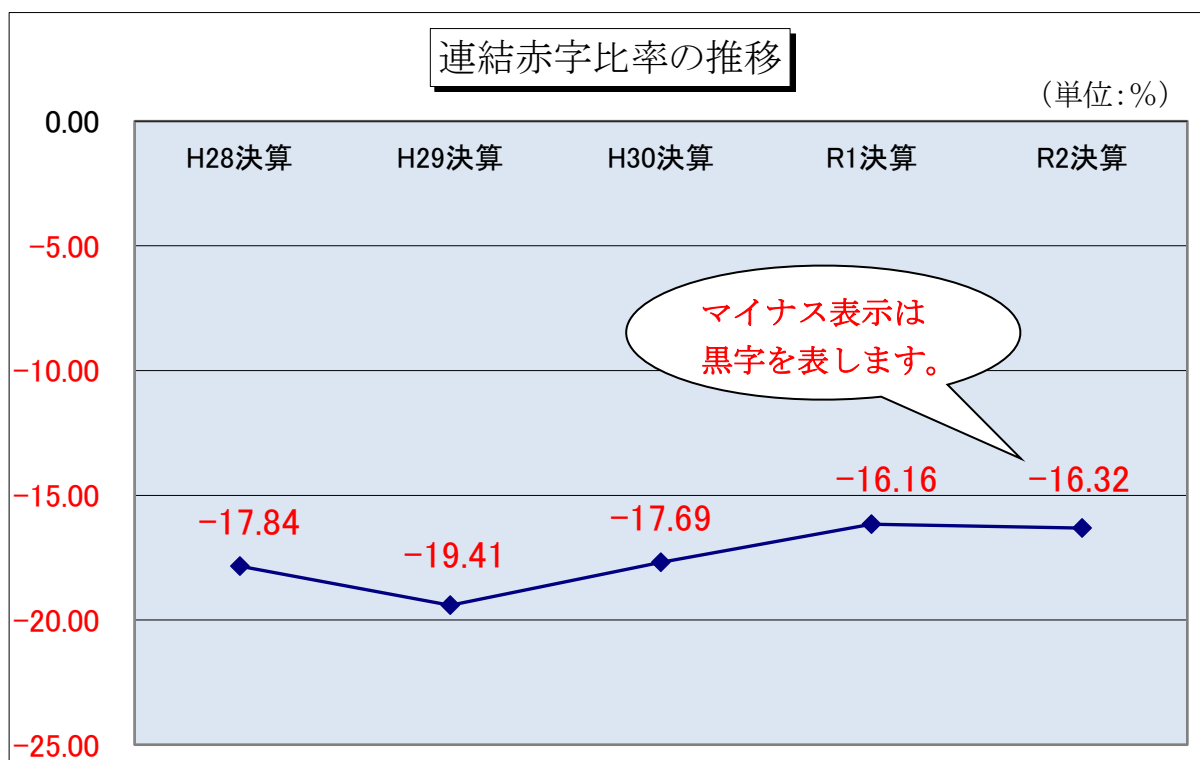
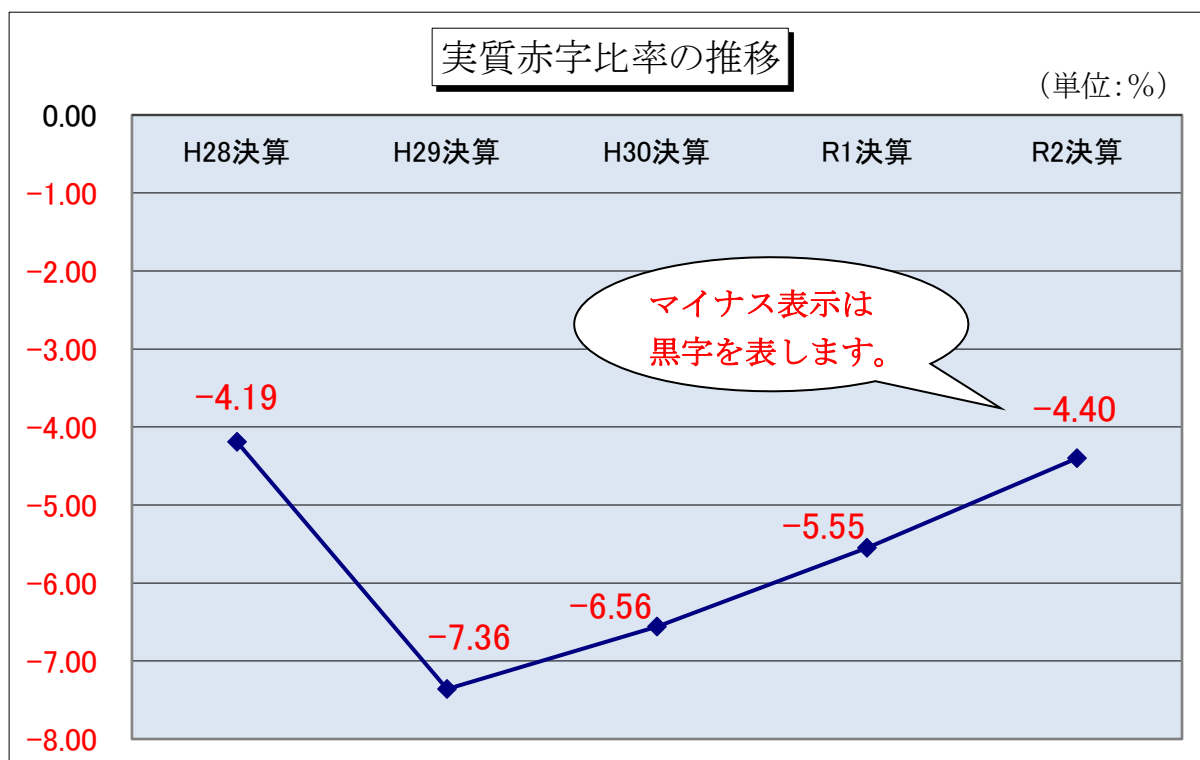
地方公共団体の標準的な一般財源の規模として、市町村の人口や面積などから算定される統一的な基準であり、令和2年度の阿賀野市は、約128億9千7百万円で算出されています。

※ 公営企業会計とは…

独立採算制を原則とする企業的色彩の強い事業を行う場合に設置する特別の会計であり、令和2年度の阿賀野市では、水道、下水道、病院、少年自然の家の4つの特別会計が該当します。

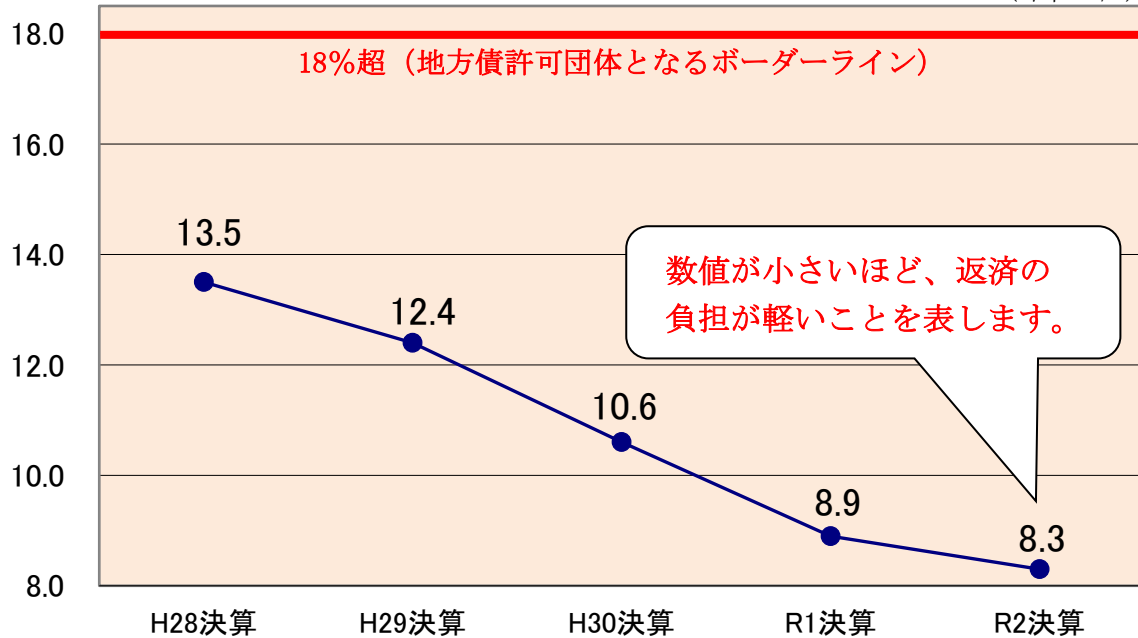
また、それ以外に特別会計としては、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の3つの特別会計を設置しています。

健全化判断比率の推移



実質公債費比率の推移

(単位: %)



将来負担比率の推移

(単位: %)

